

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

令和4年11月17日(木) 参・法務委 仁比 聰平 議員(共産)

問 国家予算に占める司法予算が、現状、少ないようと思われるが、法務省としても裁判所の予算の拡充に向けて尽力すべきではないか、法務大臣に問う。

〔裁判所の予算について〕

- 裁判所の経費は、独立して国の予算に計上するものとされ、裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が、独自の判断に基づいて、内閣に提出することとされている。
- したがって、予算編成過程における財務当局との協議も、最高裁判所の事務当局が当たるものであり、法務省はこれに介入すべき立場にはない。

〔裁判所の予算要求が正しく理解されるよう努める〕

- もっとも、裁判所の予算についても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務である。
- そのため、法務大臣としては、内閣としての意思決定の段階において、閣議の一員として、また、裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所の要求が正しく理解されるよう努めてまいりたい。

(参考1)令和4年4月14日参議院法務委員会議事録(抜粋)

○山添拓君 政府の定員合理化計画に裁判所がそこまで追従する必要はないですよ。しかも、国の行政機関は、この間、デジタル庁の創設などによって二年連続で純増になっています。そのツケを司法府に負わせることとは、これはあってはならないと思います。

大臣にも伺います。

最高裁の概算要求については、よほどのことがない限り、これはその

まま認めるというのが筋だと思うんです。財務大臣に法務大臣からそのように進言すべきじやありませんか。

○国務大臣（古川禎久君） 裁判所の経費は独立して国の予算に計上するものとされておりまして、裁判所の予算の原案は独立の機関たる最高裁判所が独自の判断に基づいて内閣に提出することとされております。したがいまして、予算編成過程における財務当局との協議も最高裁判所の事務当局が当たるものでございまして、法務省はこれに介入すべき立場にはないと考えております。

もっとも、裁判所の予算につきましても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務であります。そのため、法務大臣としては、内閣としての意思決定の段階において、閣議の一員として、また裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所の要求が正しく理解されるよう努めてまいりたいと考えています。

（参考2）平成27年5月14日参議院法務委員会議事録（抜粋）

○仁比聰平君 あまねく、どの地域に暮らしていても、司法の独立と、そして全ての国民に裁判を受ける権利を保障するということがこの問題の出発点の議論であるべきです。日本の裁判所予算というのは、国家予算の〇・四%を割って〇・三四%という、半ばシーリングでもあるのかという状態が八〇年代から続いておりまして、私、これを打ち破って抜本増員の予算を確保するために大臣の決意を一言伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（上川陽子君） 裁判所の予算の原案につきましては、最高裁判所がそれぞれの実態の中で御判断をいただいて、それに基づいて内閣に提出をするという、そうしたものであるというふうに考えております。

ただ、裁判所の予算も含めまして、最終的に予算案ということを作成するのは内閣の責務ということでござりますので、その意味で、内閣としての意思決定の段階におきまして、裁判所を取り巻く様々な状況を適切に予算に反映できるようにということにつきましては、内閣の一員として努力してまいりたいというふうに考えております。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

2 (略)

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、
毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線████ 携帯████】